

## 近世中後期における江戸幕府の恩赦と寺院

——法事における赦について——

下田 桃子

### はじめに

江戸幕府政権下の恩赦に関しては、これまで幕府や藩による恩赦について研究が行われてきた<sup>(1)</sup>。そのうち特に本稿で扱う幕府の恩赦については、赦の種類とその手続きが明らかにされ<sup>(2)</sup>、また文久二年（一八六二）に成文化される赦に関わる法典「赦律」の制定過程<sup>(3)</sup>や、新井白石『折たく柴の記』の検討から、宝永六年（一九〇七）の大赦の内容について<sup>(4)</sup>解明されてきた。

幕府の恩赦は、後に詳しく述べるように、将軍やその親族の年忌法要等の法事に際して行われる場合（法事の赦）と、将軍家や朝廷の慶事に行われる場合（祝儀の赦）があった。幕府の恩赦制について、前述の先行研究をふまえ、法事の赦と祝儀の赦の双方の制度を比較し、幕府の恩赦制の时期的変遷を解明したのが谷口眞子氏の成果で、ここでは幕府の恩赦が法事の赦から祝儀の赦へと重心を変化させていくと

論じられている<sup>(5)</sup>。また安高啓明氏により、長崎奉行が関わる長崎での恩赦について、十八世紀半ばまでの赦の事例の検討から、その内容や司法効果が明らかにされている<sup>(6)</sup>。

近世の寺院が、時に地域において罪人の赦免を領主に願う役割を担ったことはよく知られているが<sup>(7)</sup>、遅くとも近世中後期以降、幕府の法事の赦は、将軍家菩提寺である東叡山寛永寺と三縁山増上寺が、受刑者の刑罰の赦免嘆願を幕府に対して行うことで赦が実施されていた。本稿で詳しく述べるように、この法事の赦は、妥当性が幕府内部で議論されながらも、幕末に至るまで行われ続けた。先行研究では主に近世中後期における法事の赦について検討されてきたが、当該時期に、このような寺院の関わる法事の赦が実際にどのように行われたのかという詳細や、赦免を願う側と両山との関係、法事の赦が赦免を願う側にとつていかなる意味を持ったのかについては、未だ明らかにされていない。これらの点を解明し、幕府の恩赦における法事の赦の性質をより詳細に把握することは、これまでの幕府の恩赦制に関する成果を

補うとともに、政治権力と寺院との関係、および寺檀関係にとらわれない寺院と民衆との関係の一端を解明することにもつながると考える。

そこで本稿では、近世中後期における幕府の法事の赦の性質について、以下の諸点から明らかにする。第一章では、幕府の恩赦制について概要を把握したのち、先行研究に補足する形で、法事の赦が行われる際の幕府内部における手続きの詳細を明らかにする。第二章では、両山へ赦免嘆願が行われる際の手続き等から、両山と赦免嘆願者との関係を明らかにする。第三章では、法事の赦の制度をめぐる幕府役人の議論から、幕末における、幕府・庶民双方の法事の赦に対する見解を明らかにする。

## 第一章 幕府の恩赦における法事の赦

### (1) 幕府の恩赦制概観

まず、先行研究から幕府の恩赦制について概観し、本稿で対象とする法事の赦の特徴を把握しておきたい。<sup>8)</sup>

江戸幕府による恩赦は、幕府・朝廷の慶弔の出来事や儀式に際して行われた。将軍・大御所や將軍近親の逝去、年忌法要、天皇・上皇の崩御や年忌法要に際して行われるのが「御法事之赦」(法事の赦)であり、天皇即位や改元、將軍宣下、將軍の任転官、位階昇進、世子の元服・叙任・任官、將軍子女の誕生や婚礼、他に東照宮への日光社参や日光正遷宮の際など、吉事に行われるのが「御祝儀之赦」(祝儀の赦)である。

また、赦はその対象者の罪が未決か既決かによっても区別されていた。現在係属あるいは吟味中の者の未決の罪について、赦免あるいは減免するのが「当座之御赦」(以下現在の赦)で、受刑中の者の罪を

赦免するのが「過去之御赦」(以下過去の赦)である。過去の赦の対象となるのは、遠島および追放などの無期刑が主なものであった。

赦の種類とその手続きは以下の通りである。

#### ① 法事の赦における現在の赦

將軍や大御所、將軍近親者等の年忌法要の当日に行われ、現在拘留中の未決囚を対象とする赦である。法要が行われる際に、老中から三奉行に対し、赦が行われる旨の発令と、未決囚の取調命令が下される。それを受け、各役所において現在係属・吟味中の者について赦免や減免を老中に伺い、老中が赦免者の最終決定を下す。<sup>9)</sup> 法要の結願に、法要が営まれる両山いずれかへ未決囚が連行され、赦免が行われることとなる。

#### ② 法事の赦における過去の赦

將軍・大御所、將軍近親者等の年忌法要の後に行われ、すでに裁許を受けた受刑者を対象とする赦である。幕府による赦の発令はなく、寛永寺および増上寺のうち、法要を営む寺院(墓所のある寺院)が幕府に対して赦を願うことで赦免が行われる。寛永寺の場合は貫主である輪王寺宮門跡、増上寺の場合は貫主の僧侶が嘆願の主体である。

その手続きは、まず法要に際し、両山いずれかへ受刑者の親族等が赦を願う願書を提出し、寺院側がそれらの嘆願を「御赦願帳」(「御赦帳」とも、以下「赦帳」とする)と呼ばれる帳面に記載し、寺社奉行に提出する。赦帳は各受刑者の担当役所に順次回覧され、赦の当否を担当役所・奉行が判断し、老中へ伺いをたて、老中が赦の対象者を最終決定する。後日受刑者を担当役所に呼び出し、<sup>10)</sup> 役人が赦免を申渡すというものである。両山が作成する赦帳の末尾には、例えば増上寺の場合は「今般〇〇院様〇回御忌御法事為御追善、御咎御免被成下候様

奉願候」などと、追福・追善のために赦免を願う文言が増上寺貫主の名で記載されており、法要によって供養される主体の追善のための赦という位置づけで赦が行われている。

### ③ 祝儀の赦

天皇即位、改元、将軍宣下や世子の元服等に際して行われる赦で、主すでに裁許を受けた受刑者を対象とする過去の赦だったとされている<sup>(11)</sup>。これは将軍徳川綱吉およびその正室の死去、そして家宣の将軍宣下が重なった宝永六年（一七〇九）に初めて、家宣将軍宣下に際して過去の赦が行われて以後慣例化したもので、綱吉の生類憐み令による大量の「罪人」を赦免する措置であった<sup>(12)</sup>。その手続きは、老中から関係役所に赦の発令と受刑者の取調命令が下され、担当奉行が自己の役所で判決した受刑者につき赦免の可否を判断、老中が最終決定し、後日受刑者を担当役所に呼び出し、役人が赦免を申渡すというものである。各役所にて遠島以下軽罪に至るまで取り調べて、御免の有無を評議するとされており、多人数・広範囲にわたる赦であったことから<sup>(13)</sup>、祝儀の赦が慣例化して以降、史料上ではしばしば祝儀の赦が「大赦」と呼称されている。

本稿で対象とするのは②法事の過去の赦であり、以下単に法事の赦と呼ぶ場合②を指すこととしたい。法事の過去の赦は、幕府による赦の発令がない点で、その他の赦とは性質を異にするものであった。

### (2) 幕府内部における法事の赦の手続き

国立国会図書館所蔵の「旧幕府引継書」第二集の中には、「回赦帳」四一冊、「后赦録」二六冊、「赦帳」一四一冊、「赦帳写」八五冊、「大赦調書」二四二冊の計五三五冊の赦関係史料が存在する。これら

は全て江戸町奉行所で作成された竖帳で、祝儀および法要を受けて行われた過去の赦に関する史料である。

【表1】

代	神号・戒名	人物	墓所	没年	月日	西暦
1	東照大権現	徳川家康	日光東照宮ほか	元和2年	4.17	1616
2	台徳院	徳川秀忠	増上寺	寛永9年	1.24	1632
3	大猷院	徳川家光	日光山輪王寺	慶安4年	4.20	1651
4	厳有院	徳川家綱	寛永寺	延宝8年	5.8	1680
5	常憲院	徳川綱吉	寛永寺	宝永6年	1.10	1709
6	文昭院	徳川家宣	増上寺	正徳2年	10.14	1712
7	有章院	徳川家継	増上寺	正徳6年	4.30	1716
8	有徳院	徳川吉宗	寛永寺	寛延4年	6.20	1751
9	惇信院	徳川家重	増上寺	宝暦11年	6.12	1761
10	浚明院	徳川家治	寛永寺	天明6年	8.25	1786
一	孝恭院	徳川家基	寛永寺	安永8年	2.24	1779
一	最樹院	徳川治済	寛永寺	文政10年	2.20	1827
11	文恭院	徳川家斉	寛永寺	天保12年	閏1.7	1841
12	慎徳院	徳川家慶	増上寺	嘉永6年	6.22	1853
13	温恭院	徳川家定	寛永寺	安政5年	7.6	1858
14	昭徳院	徳川家茂	増上寺	慶応2年	7.20	1866
15	一	徳川慶喜	谷中霊園	大正2年	11.22	1913

史料中には、法事の赦にあたって両山の作成した赦帳を、町奉行所にて書写したものが含まれている<sup>(15)</sup>。それらの赦帳を検討すると、旧幕中の赦帳年代は宝暦二年（一七五二）徳川吉宗一回忌から安政五年（二八五八）徳川家定葬儀までの期間のものが確認できる。将軍別にしてみると、徳川家康から家定に至るまでの歴代将軍の法要の赦帳が

あり、さらに徳川家基と徳川治済の法要に関する赦帳が存在する。このことから、基本的に宝暦期以降は、両山の赦帳は歴代將軍および家基・治済の法要に際してのみ作成され、それ以外の將軍の近親者等の法要にあたっては作成されていなかったと考えてよいだろう。<sup>(16)</sup> 参考として、歴代將軍の戒名と墓所、および没年を【表一】に示した。

本章では以下、旧幕中のこれらの史料を検討して、法事の赦の幕府内部における手続きの詳細を把握する。(引用史料は改行の位置を変更し、擡頭・平出・闕字は省略、朱筆を「」で示した。また( )および「」は執筆者による注である。以下本稿で引用する史料はすべて同様とする。)

#### (ア) 赦帳の内容

次の史料は、文化十二年(一八一五)二月に徳川家継の百回忌法要が増上寺で営まれたことを受け、増上寺から幕府に提出された赦帳の写の一部である。

#### 【史料一】<sup>(17)</sup>

一、 元小普請

堀田主膳殿組

宮原安右衛門

右之者儀、不埒之筋有之、小田切土佐守殿掛り二而吟味之上、

寛政八辰年十月十一日、遠嶋被仰付、八丈嶋江被遣候

一、 岩瀬加賀守掛

三田壺町目家主長八悻

(朱書)「御免」 久次郎

右之者儀、古着致売買候処、紛失御触之品取扱候一件二付、根岸肥前守殿掛り二而吟味之上、文化七年十二月廿五日所払被仰付候

一つ目は、「不埒之筋」につき八丈島に遠島となった元小普請堀田主膳組の宮原安右衛門の赦免願であり、二つ目は紛失御触のあった古着を取り扱ったために所払となった、三田一町目家主長八悻の久次郎の赦免願である。ここでは御家人および町人の例を挙げたが、同じ赦帳写には御家人以外の武士層や僧侶の嘆願もみられる。両山の作成する赦帳では、このように肩書と名前、罪状と判決を担当した役人、判決年月日、判決内容が記載されている。【史料一】はいずれも町奉行管轄の事例である。また久次郎については「岩瀬加賀守掛」と記載があるが、(イ)で詳述するようにこれは付箋の写で、久次郎の赦免可否を判断するのが町奉行岩瀬加賀守氏記であることを示す。

同じ種類の赦帳を検討した谷口氏は他に、預の赦免願や改易赦免願、あるいは犯罪とは無関係の願(府内寺院の拝領地・除地願い)に言及している。ここではもう一つ、赦帳において多数記載事例のある召出願に言及したい。

#### 【史料二】<sup>(18)</sup>

一、 根岸肥前守掛

元美濃国御代官相勤候

千種鉄十郎

右之者儀、父六郎右衛門事、御年貢米金引負繰替致上納候、以

後鉄十郎江御役被仰付候節、前條之趣御届可申上之処、無其儀、父仕来之姿を以相勤来候段、不埒二付、遠島被仰付候、然處文化六巳年婦嶋被仰付、同年八月中御当地江着船之上、於井上美濃守殿宅御咎御免被仰付候、此度右鉄十郎被召出、如何様二茂家苗相立候様奉願候

元美濃代官の千草鉄十郎は、父の代から「御年貢米金引負繰替上納」していたために遠島となっていたが、文化六年（一八〇九）に遠島赦免となったのち、文化十二（一八一五）年の家継二百回にあたって召出を願っている。別の史料から、鉄十郎は勝手向き不如意ゆえに年貢を金納させて自身の借金の返済に充て、翌年米を代官所で購入して廻米していたことが咎められ遠島となっていたが、文化三年（一八〇六）の家治二一回忌法要の赦によって遠島を赦免されたことが判明する。

この召出願が聞き入れられたか否かは不明だが、赦帳にはこのような御家人の召出願が多数記載されている。武士層の場合、刑罰を蒙ると同時に失業状態に置かれるため、罪を犯したのち再仕官するには、まず刑罰の赦免を受けてから召出を願うという手続きが必要だった。寺院作成の赦帳においては、召出願の記載は「召出」や「諸願」などと題して一括されており、刑罰の赦免とは赦帳の体裁上も区別されている。刑罰の赦免と召出とは、性質が区別されつつ、双方ともに法事の赦の対象となっており、法事の赦は御家人の再仕官の機会としても捉えられていたと考えられる。

(イ) 赦帳の提出と廻状の順達

両山作成の赦帳は、写と合わせて二冊が寛永寺あるいは増上寺から寺社奉行へ提出され、寺社奉行を通じて老中に進達されたのち、寺社奉行から「廻状」と共に関係役所・役人に回覧されることになった。赦帳提出後の手続きと回覧順序が把握できる史料を以下引用する。

### 【史料三】<sup>(21)</sup>

〔朱書〕「嘉永七寅年九月廿八日安藤長門守「寺社奉行」今来ル」

廻状 太田撰津守「寺社」

於増上寺慎徳院様一回御忌御法事二付、從増上寺大僧正差出候御赦帳式冊、紀伊守殿「老中」江致進達候処、前々之通掛之分附札致し可差出旨、御同人被仰聞候、依之御赦帳写式冊相廻之候間、御掛之分被成附札被成（ママ、衍カ）、御名前下江御順達之月日御認、来卯正月迄二御順達、留り之御方々大目付衆江相廻、夫々拙者方江御返却可被成候、以上

九月廿五日 太田撰津守

本多中務大輔様「寺社」

〔朱書（割注）〕「九月廿五日墨付到来」

翌廿六日豊前守江順達」

松平豊前守様「寺社」

〔朱書（割注）〕「九月廿六日中務殿分到来」

翌廿七日長門守殿江順達」

安藤長門守様〔寺社〕

〔朱書〕〔割注〕「九月廿七日豊前守殿今到来

翌廿八日井戸対馬殿江順達」

佐野日向守様〔留守居〕

関播磨守様〔留守居〕

跡部甲斐守様〔留守居〕

曲淵出羽守様〔留守居〕

土岐丹波守様〔留守居〕

土岐豊前守様〔浦賀〕<sup>22)</sup>

堀伊豆守様〔大目付〕

柳生播磨守様〔大目付〕

篠山摂津守様〔大目付〕

井戸石見守様〔大目付〕

筒井肥前守様〔大目付〕

井戸対馬守様〔北町〕

〔朱書〕〔割注〕「九月廿八日長門守殿今到来

翌廿九日播磨守殿江順達」

池田播磨守様〔南町〕

石河土佐守様〔勘定〕

松平河内守様〔勘定〕

本多加賀守様〔勘定〕

川路左衛門尉様〔勘定〕

田村伊予守様〔勘定〕

伊沢美作守様〔下田〕

都筑駿河守様〔下田〕

山岡八郎左衛門様〔佐渡〕

久須美六郎左衛門様〔火附盜賊改〕

猶以水野筑後殿〔長崎〕、荒尾石見殿〔長崎〕、松平伊予殿〔浦

賀〕、三好阿波殿〔日光〕、内藤茂之助殿〔佐渡〕在勤、松平上野

殿〔日光〕御暇後ニ付、不能連名候、且遠国奉行衆掛之分者、

前々之通遠国奉行衆御通達有之、書付被差越候様存候、在勤長

崎奉行衆江御通達方之儀、御在府遠国奉行衆今御取計有之候様存

候、以上

これは旧幕第二集所収の回赦帳のうちの一冊で、表紙の題箋に「回赦帳二十九 分冊ノ一」と記された史料である。嘉永七年（一八五四）七月の徳川家慶一周忌と翌年の三回忌法要に際して増上寺で作成された赦帳の写と、それに添えられた廻状の写で構成されている。引用した史料はそのうち家慶一周忌法要の際の廻状で、赦帳の後に記されたものである。

「」で各役職を示した。廻状によれば、嘉永七年閏七月に赦帳が増上寺から提出された後、寺社奉行から老中へ進達され、赦帳の写が作成されたこと、回覧の期限が翌安政二年（一八五五）正月となっており、関係役人の回覧が終了した後、大目付へ廻し、大目付から寺社奉行へ返却するよう指示されていることがわかる。

また史料中に羅列された人名の記載により回覧先が判明する。回覧先はここでは、寺社奉行、留守居、大目付、南北江戸町奉行、勘定奉行、遠国奉行（浦賀奉行・下田奉行・佐渡奉行）、火付盜賊改である。

「猶以」以下の文章から、遠国奉行については在勤あるいは暇の者は名を連ねず、在府の者にのみ回覧されたこと、遠国奉行掛の赦免嘆願者については、在府の遠国奉行から通達を行い、書付を江戸へ送ることになっていったことがうかがえる。

また「」で示したのは朱筆の割注で、史料では人名のすぐ下に記載されている。割注から、赦帳写の回覧の月日や順序の一部が把握できる。回覧の開始は嘉永七年九月二五日で、寺社奉行太田撰津守から同役三名への回覧の後、江戸北町奉行の井戸対馬守へ渡り、南町奉行の池田播磨守へ嘉永七年九月二九日に渡されている。引用部分の冒頭に、この廻状について「嘉永七寅年九月廿八日安藤長門守今来ル」との朱書があることから、この廻状を含む「回赦帳」は、寺社奉行安藤長門守方から北町奉行所に赦帳写+廻状が回され、北町奉行所でその写が作成され、一冊に纏められたものであるとわかる。北町奉行所で作成された写であるために、相役の南町奉行池田播磨守へ回覧されたところまでしか朱書の割注の記載がない。人名の記載順と回覧順が異なっている点を指摘しておきたい。<sup>(23)</sup>

両山の作成した赦帳の写が各役所にて回覧される際、「前々之通掛之分附札致し可差出旨」とあるように、裁許を担当し、赦の可否を決定する役人が付札（付箋）をして返却することになっていった。<sup>(24)</sup> 町奉行所作成の旧幕中の赦帳には、【史料一】の二条目の史料のように担当奉行の名前（付箋の写）が記載された案件が散見されるが、町奉行に限らず寺社奉行等の名前もみられるので、町奉行所で赦帳の写を作成する際、町奉行所で回覧されるまでに各所でつけられた付箋も共に記録していたようである。

(ウ) 赦帳抜書の作成と赦免可否の決定

赦帳写が回覧されたのち、各役所ではその役所で担当した案件の赦免嘆願について、受刑者の罪状や現在の肩書などの詳細を取り調べ、裁許を担当した奉行が赦免可否の判断を記した書類を作成していた。

その書類もまた「赦帳」と総称されていたようだが、「赦帳之内書抜」や「赦帳抜書」と表現される事例もみられるので、本稿では両山作成の赦帳と区別するため、このタイプの書類を「赦帳抜書」と呼称しておきたい。次に引用するのは、【史料一】の赦帳を受けて町奉行所で作成された、文化十二年二月の徳川家継百回忌法要の際の赦帳抜書のうち、【史料二】にも引用した久次郎についての記載である。

#### 【史料四】<sup>(25)</sup>

一、所払御免之願

三田壱町目家持

九番組古着屋

長八悴

（朱書）「赦帳二者家主長八

久次郎

悴与御座候」

（朱書）「御免」

（朱書）「年数六年」

右之者長八老年二付、渡世向引受乍取計、飯倉町三丁目吉郎兵衛店彦右衛門方二居候又三郎分買取候品ハ、同人盗取候品二有之処、其儀者不存候共、得与出所も不相糺、殊仲ケ間定法相背、最初者一判二而買取売払、或者所持致し罷在、其上右品者、紛失惣町触并組廻り之者よりも取調有之処、当春以来町内名主銀八任申、紛失物調方仕来を相止、町内平兵衛店書役宗次郎江任七置、殊便利

宜連、同人江鳥目差遣し、右躰改方等閑二心得候故、既に町触之品買取候をも不心付罷在候始末不埒二付、文化七年十二月廿五日、所払申付候処、此度御赦免願仕候

是者御免被遊可然哉二奉存候

〔朱書〕「文化八未年十月

増上寺

此度

同

右両度赦帳二附申候」

【史料一】では久次郎の罪状は「紛失御触之品取扱候一件二付」となっているが、【史料四】では、父親から古着売買渡世を引継いだ久次郎が、又三郎という人物から買い取った品が盗品であったこと、古着屋渡世仲間の定法に反し一判で買い取り所持していたこと、紛失物の惣町触等がありながら取り調べを自身で行っていなかったことなど、一件の詳細が把握できる。【史料一】では「三田壱町目家主長八悻」となっていた九次郎の肩書も、朱筆で「赦帳二者家主長八悻与御座候」と注記された上で「三田壱町目家持九番組古着屋長八悻」と書かれており、より詳細である。

このような傾向はいずれの案件も同様で、例えば【史料二】で引用した千草鉄十郎は、赦帳には「元美濃国御代官相勤候」とあるが、赦帳抜書では「御勘定奉行支配無役元御代官」となっている。

両山の赦帳作成の際の手続き等については第二章で検討するが、両山への嘆願は肩書・罪状共に受刑者の親族等による自己申告で行われ、また寺院側も嘆願者からの願書の内容をそのまま、あるいは一部省略して赦帳に記載していたとみられるので、<sup>26</sup> 赦帳の記載は赦帳抜書に比べしばしば不正確であったり情報が不足していたりする。赦帳には

誰々母の甥や誰々妻の兄など、受刑者の肩書が嘆願者との関係で表記されている事例も散見される。対して赦帳抜書は、各役所において過去の裁許記録を取り調べた上で作成されるので、記述がより詳細かつ正確になる。

また赦帳抜書は、【史料四】にもあるように、刑罰を受けてから何年経過したか、これまで両山いずれの赦帳に何度記載されたか、および赦免の可否が書き込まれている。久次郎は所払になってから、赦帳作成時点までで六年が経過し、今回も含めて二度増上寺の赦帳に記載されたようである。また「是者御免被遊可然哉二奉存候」という町奉行所での見解が書き込まれており、このときの赦で赦免が決定した。

赦免の可否は、刑罰を受けてからの年数や罪状、動機等を考慮して判断された。<sup>27</sup> 第三章で述べるように、赦に関する統一的な法典は文久期まで成立しなかったため、赦帳抜書と共に必ず例書が作成され、各案件の先例や、相当する事例がない場合は類例が判断の根拠として用いられている。

ここで少し祝儀の赦との比較をしておくと、幕府の発令によって行われる祝儀の赦の場合は、赦免候補者を過去の裁許事例から全て列挙するのに対し、法事の赦の場合は赦帳に記載された者のみが候補者となるという点で大きく異なるが、いずれの赦でも赦免可否の判断を行うのは裁許を担当した役人であり、同じ基準を以て判断がなされている。従って法事の赦の場合、少なくとも本稿で検討している近世中後期においては、赦帳への記載回数が多寡は赦免可否にはあまり関係しなかったのではないかと思われる。実際に赦帳抜書を見ると、赦帳への一度の記載で赦免される者がいる一方、過去五回以上記載されていても、特に遠島刑などの重罪の場合には赦免されない事例が多い。

(エ) 赦免対象者の決定と申し渡し

赦免者の決定後、申し渡しの様子は旧幕の「大赦調書」等に含まれる「御赦御下知名前帳」からうかがうことができる。以下引用するのは【史料一】、【史料四】の久次郎への赦の告知に関する部分である。

【史料五】<sup>(28)</sup>

文化七年十二月廿五日

三田壱町目家持

一、所払

九番組古着屋

(朱書)「子十二月廿七日御免」長八悴 久次郎

右之者当時三田式丁目安兵衛店ニ罷在候旨、三田町名主小兵衛代原助申出候

(朱書)「右之者文化十三子年十二月廿七日御赦申渡候」

久次郎の現在の居所が確認されたのち、いつ赦免が申し渡されたかが朱書で書き込まれている。久次郎は文化七年に所払となつてから、文化十二年の家継二百回忌法要を受けて赦免が決定され、実際に赦免が申し渡されたのは文化十三年(一八一六)十二月二十七日のことであつた。【史料五】を含む「御赦御下知名前帳」には、久次郎を含め二十八名の赦免者に関する記載があるが、赦免の言い渡しの月日は文化十三年の十二月二十七日から文政元年(一八一八)七月二五日まで幅がある。本章冒頭で述べたように、申し渡しは基本的に担当役所へ受刑者を呼び出して行われるが、担当役所や赦免者の人数などにより、赦免が決定しても受刑者にすぐ申し渡されるのではなく、ある程度時間を経たのである。

第二章 法事の赦における両山と赦免嘆願者との関係

本章では、近世中後期における、両山への赦免嘆願やその際の手続きに関わる史料を通じて、両山と赦免嘆願者との関係を明らかにし、法事の赦の性質を把握したい。

(1) 赦免嘆願書の検討

まず赦免嘆願書の検討を行う。次に示す【史料六】【史料七】は、寛永寺への赦免嘆願書である。

【史料六】<sup>(29)</sup>

乍恐書付以奉願上候

武州児玉郡本庄宿

御代官所

会田伊右衛門様御支配所

所拂 長右衛門

右者曲淵豊後<sup>(30)</sup>守様御掛りニ而、不調法成儀仕、宝暦三年酉十月十八日、松平帯刀<sup>(31)</sup>様御役所ニ而所拂被為仰付候、右長右衛門老衰仕、難儀至極仕候ニ付、乍恐御赦免御願奉申上候、御慈悲ヲ以御赦免為成下置候ハ、難有可奉存候、以上

長右衛門悴

願人 長八

宝暦七年丑六月十三日

願人 甚兵衛

同 平左衛門<sup>㊦</sup>

覚王院法印様

同 清兵衛<sup>㊦</sup>

信解院法印様

同 七兵衛<sup>㊦</sup>

東叡山

御役所

【史料七】<sup>(32)</sup>

乍恐以書付奉願上候

武蔵国旛羅（郡）脱カ）臺村百姓

房五郎事

軽追放

茂八

右之者去ル弘化巳年二月、博奕ニ付、於久須美佐渡守様御役所重  
御咎も可被仰付之所、同年三月廿七日佐久間町出火ニ付、牢拂ニ  
相成候、然所同月廿九日、立帰訴出候段、神妙之旨を以御吟味無  
之、同年四月廿二日於御同人様御役所軽追放被仰付候：（中略）  
何卒向後御免ニ相成、人並ニ廟參等仕度、日夜心痛仕候得共、何  
分前件之次第恐縮仕候、然ル所此度重御法会被為在候趣、何卒出  
格之御憐愍を以、右之節御赦帳江被召加候様、偏ニ御慈悲御沙汰  
親類一同奉願上候、右願之通被仰付被下置候ハ、一同難有仕合  
奉存候、以上

武州旛羅郡上江袋村百姓

親類 忠右衛門<sup>㊦</sup>

嘉永六年丑正月

同州同郡臺村百姓

【史料六】は、武蔵国児玉郡本庄宿の長右衛門が、不調法により、

宝暦三年（一七五三）に所払を仰せ付けされたことについての赦免嘆願を、長右衛門の掣が寛永寺に願った願書で、覚王院・信解院はいずれも寛永寺の執当<sup>(34)</sup>である。本史料は「御慈悲ヲ以御赦免為成下置候ハ、難有可奉存候」とあるのみで、赦帳や法要についての記載がないが、宝暦七年（一七五七）六月に寛永寺で営まれた、徳川吉宗の七回忌法要に際して作成された旧幕中の赦帳に長右衛門についての記載があり、これが寛永寺への赦免嘆願を願ったものであることが確認できる。また【史料七】は、嘉永六年二月に徳川家斉の十三回忌法要が寛永寺で行われるにあたり、武蔵国旛羅郡臺村百姓茂八の軽追放の赦免を親戚が願っているもので、東叡山御役所宛となっている。

注目したいのは、書面上に、例えば奥印を行うなどの形で他の寺院の介在がみられないことである。実際には両山への願書の提出にあたっては、嘆願者の菩提寺や近隣の寺院・僧侶の仲介を必要とする場合が多かったと考えられるが、それは公的な仲介ではなく、赦免嘆願はあくまで嘆願者と両山との関係において成り立つ性質のものであったと考えられる。

(2) 赦帳作成に関する手続き―増上寺の事例

次に増上寺所蔵史料から、赦帳作成に関する手続きの一端がわかる史料を挙げる。

【史料八<sup>(35)</sup>】(天保元年十二月)

一、山内五口江赦願之達書如左

一、此度■(虫損)法事御赦願之者有之候ハ、来月十五日

迄帳場江可差出■(虫損、「候」カ)

一、公儀江相願候赦帳之面々者、其科之次第、遠嶋何之嶋、追

放者御構之場所、於何之御役所、御奉行誰殿被仰渡候段、

其節々年月共願書ニ相認、可被差出候、取次無之者不請取

候

右之通△三谷江御触可被成候、以上

十二月十一日

役者

当月行事 顕道和尚「所化僧月行事」

△御仲間中江御通達可有之候以上

当年番 最勝院「別当年番」

△坊中江御触可有之候以上

当月番 月窓院「子院月番」

△別院■(虫損)御触可有之候以上

当年番 心光院「別院年番」

△両社江も可被申通候以上

当年番岳蓮社「三蓮社年番」

これは天保二年(一七八二)一月に徳川秀忠の二百回忌法要が行われるにあたって増上寺で作成された達である。史料冒頭および第一条目からは、法要に際して赦帳に記載する嘆願を帳場で取りまとめる旨が、増上寺役所から三谷ほか山内五口にそれぞれ触れられていることがわかる。帳場は増上寺本坊内にあり、主に教団内の寺務を取り扱う役所である。

浄土宗教団の触頭かつ檀林(学問所)でもあった増上寺では、山内僧侶はその職務に応じて複数の集団にわかれ、それぞれに月行事や年番などの代表が置かれていた。<sup>(36)</sup>史料中の山内五口とは、学寮・子院・別当八院・三蓮社・別院を指しており、三谷とは増上寺山内の学寮のある南谷・北谷・山下谷のことで、端的にいえばこの達は増上寺山内のすべての僧侶を対象としたものである。

これは秀忠二百回忌法要にあたって増上寺で作成された記録に記載されているもので、それには山内のみならず府内直末寺や関東の有力寺院など、法要に関わる寺院に対して出された触・達が時系列に記載されている。ところが赦帳に関わる記載は【史料八】のみであるため、法事の赦の願の取り集めについては、通達の対象は山内に限定されており、府内末寺や他地域の有力寺院などに対する通達は行われていなかったことがわかる。

また【史料八】第二条の「取次無之者不請取候」という文言と関連して、時代は遡るが、享保十五年(一七三〇)一月の秀忠百回忌法要に際しての赦願の取り集めの文言をみると、「右願書、於寺内取次相定書付可差出候、寺内取次無之ハ請取申間敷候」とある。すなわち嘆願を本坊で受け入れるにあたっては、増上寺山内の僧侶が取次となる

必要があったのである。赦の嘆願の受け入れは、増上寺一山の公的な寺務として広く開かれた窓口があるわけではなく、あくまで縁故を必要とするものであったことになる。

また次に示す【史料九】は、同じく秀忠二百回忌法要に際しての幕府とのやりとりの記録である。

【史料九】<sup>(37)</sup>（天保元年十二月）

一、御赦之者有無之儀書付

覚

来正月就御法事御赦願之者有之候ハ、御代々様御法事之節之通、帳面二相認差上可申哉奉伺候、尤伺之通被仰渡候ハ、右帳面之儀者来二月中差上候之様仕度候、以上

十二月

増上寺役者

右之書面二付札を以御達

伺之通可被相心得候

これは法要に際して増上寺役者が幕府寺社奉行に赦帳の提出を伺ったもので、付札でもって寺社奉行から提出許可が得られたことがわかる。引用部分の日付は不明だが、天保元年十二月二十九日以降の記事であると確認できるため、【史料八】の山内への触の後に寺社奉行へ赦帳提出についての伺いを行っていることになる。赦免願の取り集めと幕府への提出は当時既に慣例化していたが、形式的に増上寺の方から伺いを立てていたものと思われ、幕府の発令ではなくあくまで両山からの願に依るといふ法事の赦の性格がここによく表れている。

【史料八】は法要の一か月以上前に出されており、赦免願の受付期間は一か月ほど、その後幕府に提出するまでに一か月ほどの予定となっている。この時増上寺で作成された赦帳の写にあたる、旧幕中の赦帳<sup>(38)</sup>には、天保二年三月の年月が記載されているので、実際には提出までに遅れがあった模様である。町奉行など関係役所での赦免可否の評議がなされた後、最終的な赦免は天保四年（一八三三）四月以降に行われたようである。

(3) 赦免嘆願をめぐる一件―寛永寺の事例

次に寛永寺による赦免嘆願をめぐる、寛政期から文化期にかけての一件から、寛永寺と赦免を嘆願する願人との関係について考察する<sup>(39)</sup>。

一件の経緯を確認したい。寛政十二年（一八〇〇）六月に寛永寺において徳川吉宗五十回忌法要と家光百五十回忌法要が行われ、それ際に、以前に江戸払となっていた「牛込天神町元家持三九郎」および「小船町三丁目七右衛門店質屋次郎右衛門手代伝次郎」の親族が寛永寺の塔頭へ赦免願を行った。寛永寺の赦帳に記載された結果、この二名は赦免となり、文化元年（一八〇四）五月十四日に江戸城において赦免が寛永寺執当に対して伝えられた。同月二十日に願人が寛永寺へ呼び出され、願を取り次いだ寛永寺塔頭から赦免の旨が申し渡された。このとき次のような「御赦状」が取次から願人に対して渡されている。

【史料十】<sup>(40)</sup>

小船町三丁目  
七右衛門店  
御救状  
養全坊取次  
質屋次右衛門元手代

伝次郎

小船町三丁目

七右衛門店

質屋次右衛門元手代

江戸拂

伝次郎

右之者御法事之節々御救帳願上候処、此度又々御救之儀被仰立候處、今度御救免被仰出候旨、去ル十四日於御城被仰進候、此旨其方々願人共江可被申渡者也

文化元年子五月

役所印

東叡山

真如院代

養全坊

法事の赦では、赦が決定した受刑者本人を担当の奉行所に呼び出し、役人から赦免を申し渡すことになっていたが、前節でみたように、申し渡しは順次行われるため、赦免が決定してから町奉行所で実際の申し渡しまでに時間がかかっていた。この一件では、奉行所の申し渡し以前に寛永寺から願人へ「御救状」が渡されたことが問題化した。町

奉行はこの点について、「外々江響不可然哉」として、寺社奉行に掛合を行い、寺社奉行は寛永寺執当に対し趣意を説明させた。寛永寺執当は「右御救願出候節者、願人々当山有縁之者江相頼、其筋分取次、願書差出候事ニ御座候得者、御救被仰出候節者、執当分元取次之面々江、右之段願人江相通候様申聞候」、すなわち赦免願いを行う際は願人から寛永寺の縁故の者へ頼み、その者が取次を行って願書を提出することになっており、赦が決まった後には執当から取次の者へ、願人へ伝えるよう申し聞かされることであつた。またこれは以前からの慣例であるとも述べている。

寺社奉行はこのような寛永寺の通達の仕方は不行届で、願人が心得違いをするとし、以来願人への通達は必要ないと寛永寺執当に申し渡している。幕府にとつては、寺院によって「御救申渡」が行われているかのような事態を避ける必要があつたものと思われる。

以上から、受刑者の家族が赦免を寛永寺に願い出る際にも、寛永寺関係者の取次を必要とし、この事例では寛永寺の塔頭が取次を行つてゐること、赦免が決定した際、江戸城において寛永寺執当に申し渡しが行われていること、幕府からの赦免の申し渡しを受けて、寛永寺では取次の寺院・僧侶から願人へ赦免を通達し、その際「御救状」を渡すことが慣例となつてゐたことが指摘できる。

以上の三つの事例の検討から、法事の赦において、末寺など他の寺院は（実際には関係してゐたと思われるが）公的な取次として両山と嘆願者の間を仲介してはならず、また両山による赦免願の受け入れは山内の寺院・僧侶の取次を必要とする、縁故に基づくものであつたといえる。願書受理の際に両山関係者の取次が必須とされてゐたことを鑑みると、両山で救帳を作成するにあつては、取次がある限りは各

案件について赦帳への記載の可否が判別されることはなく、取次の責  
任においてその全てを赦帳へ記載していたのではないだろうか。

赦免嘆願者と両山との関係は、第一章で検討した赦帳抜書の記載か  
らもうかがえる。第一章で述べたように、赦帳抜書には当該の受刑者  
が両山いずれかの赦帳に過去何回記載されたかが記されている〔史  
料四〕が、複数の赦帳抜書を検討すると、両山の赦帳に記載されて  
いる者もいれば、寛永寺・増上寺のいずれかの赦帳にのみ複数回記載  
されている者もいることがわかる。本章での検討をふまえると、嘆願  
を行う者の人脈によって、偏りが生じていると考えられる<sup>(4)</sup>。

### 第三章 幕末における法事の赦に対する認識

第一章で述べたように、赦の可否は、各役所において先例・類例を  
ふまえて時々の評議によって判断されており、赦について規定した法  
典は存在しなかった。しかしようやく嘉永四年（一八五二）になると、  
赦の施行に関する規定を整備した法典<sup>11</sup>「赦律」選定の命が將軍から  
老中阿部正弘を通じて評定所御定書掛の三奉行に下されている。本章  
では、その際の幕府役人の議論から、幕末における、法事の赦や赦帳  
の制度に対する幕府役人や庶民の認識を明らかにする<sup>(4)</sup>。

赦律は文久二年（一八六二）に成立し、法事の赦に関しては次のよ  
うな新たな規定が明文化された。

#### 【史料十一】<sup>(43)</sup>

一、御法事之節両山赦帳二附、其もの赦免に相成候節ハ、一件不  
残取調之上、赦免二相成可然分ハ、赦帳に不附もの二而も、

#### 赦免之儀可申上事

すなわち、赦帳に記載された者の罪が赦免になった場合、同じ一件  
の他の者についても赦免の可否を調査し、赦帳に記載がなくとも赦免  
に相応しい場合は赦の対象とするという規定である。

両山の赦帳に基づく法事の赦については、赦律の選定が命じられる  
以前、嘉永元年（一八四八）よりその妥当性について幕府内での議論  
が行われていた。そこでは法事の赦が行われる際、両山の赦帳に記載  
されなかった者については赦免可否の議論すら行われず、赦の対象外  
になるという不平等性が、「下より見候時ハ、偏頗之御所置二相成」  
として問題になっていたことがわかる。

嘉永四年十一月、三奉行は老中に対して赦律の草案を提出するが、  
その際「御赦取計方箇条之内、両山赦帳取計方之儀、再應談判仕候得  
共、評議一決不仕」と述べており、三奉行の中で意見が一致しなかつ  
たことがうかがえる。このときの三奉行は寺社奉行脇坂安宅、町奉行  
遠山景元、勘定奉行池田頼方である。

町奉行遠山と勘定奉行池田は、赦帳の制度の不平等性を解消するた  
めに、「以来別段公儀おみて重追放以下御赦被仰出」してはどうかと  
述べている。すなわち、以後は法事の際にも、祝儀の赦のように、赦  
帳とは無関係に幕府から重追放以下の赦を発令するという案である。

この場合、祝儀の赦の手続きと同様、重追放以下の刑を執行された受  
刑者を各役所で全て取り調べ、その中から赦免者を選定することにな  
るため、赦免候補者に偏りがなく不平等性が解消できると考えられた。

この意見に反対し、【史料十二】と同様の条文を提示したのが寺社  
奉行脇坂安宅であった。脇坂は「元来両山赦帳之儀者、宝永以前も、

如当時、於奉行所右赦帳内、赦ニ可成ものと難赦ものとを取調候上、  
赦被行候事と相聞候」と、赦帳の制度は祝儀の赦が開始する宝永期以  
前から、赦帳の内から赦の対象者を選定していたとの認識を示した上  
で、「畢竟御法事之赦と大赦とハ、御菩提所法中之所置ニ被任候と、  
普く天下ニ可被赦と之御趣意格別ニ而、大赦ハ被仰出有之候得共、御  
法事之赦ハ赦帳而已之儀ニ有之」と述べる。ここでいう大赦とは、幕  
府の発令による広範囲にわたる祝儀の赦のことである。すなわち、法  
事の赦と大赦＝祝儀の赦とは、菩提寺である両山の処置に任せている  
点と、広く天下に赦を行う点でその趣意が異なり、祝儀の赦では幕府  
から赦の発令があるのに対し、法事の赦は（発令がなく）赦帳のみに  
基づいている、と説明する。脇坂は幕府の発令による祝儀の赦と、両  
山の赦帳のみに基づく法事の赦との区別を重視しており、「是迄赦帳  
取計方、元来平等之御所置ニハ無之候得共、法中之申立ニ聊被任候迄  
之事ニ付、（中略）、御代々之御仕来ニ据被置候儀ニも可有之哉」と、  
不平等は寺院側の申し立てに任せていただけのことで、これまでのし  
きたり通り赦帳に基づくべきだと主張した。

一方で、不平等性については脇坂も「下々不平を相唱候も無謂儀ニ  
も無之」という見解を示している。そこで従来の赦帳に基づく法事の  
赦と、幕府の発令による祝儀の赦という制度的な区別を重視し、赦帳  
の制度の継続を図った上で、一部不平等な点を解消するための折衷案  
が【史料十一】の条文であった。最終的にはこの脇坂の主張が救律に  
採用されている。救律成立以後の法事の赦では、実際にこの条文に  
則って調査が行われたことが他の史料からも確認できる。

また一連の議論では、三奉行によって、「殊ニ赦帳ニ附候手続之儀、  
百姓町人ニ至候而ハ、悉く其筋手寄を求、漸ニして銘々志願候者共

も有之哉ニ相聞」とも述べられている。第二章での検討をふまえれば、  
赦帳への記載のために、百姓・町人などの庶民が、取次を行う両山関  
係者との縁故を様々な形で求め、ようやく嘆願を行うことができる  
という状況、そのような縁故が必要とされるがゆえに不平等であると  
「下々不平」が出てきているという、法事の赦をとりまく当時の状況を  
うかがうことができる。

### おわりに

最後に、本稿で指摘した法事の赦の性質について、祝儀の赦との比  
較から整理した上で、今後の課題について述べたい。

幕府の恩赦のうち法事の過去の赦は、幕府による赦の発令がなく、  
寛永寺あるいは増上寺から願い出る性質のものであった。近世を通じ  
て両山からの願いを幕府が受け入れるという形式は守られ続け、法事  
に際して幕府の発令による赦が行われることはなかった。

旧幕中の赦関係史料からうかがえる両山の嘆願内容は、町人・百姓  
や武士層の、遠島や追放などの無期刑の赦免が主だが、これら刑罰の  
赦免の他に御家人による召出願いも散見され、法事の赦が再仕官を嘆  
願する機会としても捉えられていたことがわかる。

赦免を受刑者の親族らが願う際には、両山関係者との縁故が必要と  
された。赦帳に記載された者の中から法事の赦の赦免者が決定される  
ために、祝儀の赦に比べて候補者の人数は減少し、各役所において同  
じ基準で赦免可否が判断されても、結果的に法事の赦の赦免人数は少  
なくなる。しかし一方で、祝儀の赦は各役所内で候補者を書き上げる  
ため、受刑者の親族に赦免嘆願の機会はない。すなわち幕府の裁許を

受け刑罰を蒙った場合、受刑者側にとっては、法事の赦が唯一赦免を願うことのできる機会となっていたのである。

本稿で検討した近世中後期以降においては、庶民の無期刑の嘆願事例が赦帳の記載の大半を占めていることから、両山への嘆願が縁故を必要とする点でその機会が限定されてはいても、実際に百姓や町人の嘆願を両山が多数受理していたことがわかる。第一章で検討したような幕府内部での赦免可否の手続きも慣例化していることから、法事の赦は当該時期にほとんど制度化していたといえよう。

一方で、幕府の発令を端緒とし、役所での網羅的な書上げによって赦が執行される祝儀の赦と比較すると、祝儀の赦の方がより制度的に整備されていたとみることもできる。同時代的にもそのような見方がされていたようで、幕末には祝儀の赦と法事の赦が比較され、法事の赦の不平等性が幕府内部で問題視され、庶民からも不平が出るような状況であった。双方の赦の差異、法事の赦における赦帳の制度が重視され、かつ不平等性をできる限り排除する改善策として、赦律において法事の赦に関する新しい規定が設けられた。

以上、法事の赦の特質について祝儀の赦との比較から述べたが、両者とともに幕府が行う赦でありながら、かなり性質が異なっていたことがうかがえる。それぞれの初発の段階について考えてみると、祝儀の赦は綱吉政権の終焉を受けて宝永期に新たに開始されているのに対し、法事の過去の赦はそれ以前、遅くとも十六世紀半ばには既に行われていたことが確認できる。<sup>(45)</sup> 本稿で検討した近世中後期以降の法事の赦の特質や祝儀の赦との差異は、江戸時代初期の法事の赦の在り方が深く関係していると思われる。初発の状況を含め、法事の赦の近世を通じて了時的変遷を明らかにすることは、幕府の恩赦制の特質を明ら

かにする上で重要な問題だと考えるが、本稿では検討することができなかった。この点については別稿を期したい。

## 註

- (1) 藩については、尾張藩、加賀藩、岡山藩、萩藩、佐賀藩の恩赦について以下の研究がある。遠山佳治「尾張藩における恩赦制と寺院―尾張東照宮別当寺院の尊寿院をめぐって―」(『名古屋女子大学紀要』第四六号、人文・社会編、二〇〇〇年)、野口朋隆「佐賀藩鍋島家における恩赦の構造と変容」(『歴史学研究』八六二号、二〇一〇年、のち同『近世分家大名論』吉川弘文館、二〇一一年所収)、谷口眞子「岡山藩における將軍回忌法要の恩赦」(『史観』第一六五冊、二〇一一年)、同「幕藩権力による恩赦の構造と特質―近世中後期萩藩を事例に―」(『日本史研究』六〇七号、二〇一三年)、同「法事の赦」の構造分析―岡山藩池田家を事例に―(『岡山地方史研究』一三〇号、二〇一三年)、同「加賀藩における恩赦の時代的変遷」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第五九輯、二〇一三年度)、同「加賀藩における先祖祭祀と司法業務への影響―「行政」と「司法」の分離の芽生え―」(『早稲田大学総合人文科学研究センター研究誌 WASEDA RILAS JOURNAL』二号、二〇一四年)、同「法事の赦」に表象された政治的構図の変容」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第六〇輯、二〇一四年度)。
- (2) 平松義郎「恩赦」(『近世刑事訴訟法の研究』創文社、一九六〇年)。以下平松「二九六〇」。
- (3) 高柳真三「徳川幕府の赦律について」、「江戸幕府の赦追考」

- (同)『江戸時代の罰と刑罰抄説』創文社、一九八八年)。以下それぞれ高柳「一九八八」①、高柳「一九八八」②。
- (4) 時野谷滋「折たく柴の記」に見えたる「大赦」と「疑獄一条」とをめぐって」(『大倉山論集』第二四輯、一九八八年)。
- (5) 谷口眞子「恩赦をめぐる幕府権威と仏教世界」(井上智勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会二 国家権力と宗教』吉川弘文館、二〇〇八年)。以下谷口「二〇〇八」。
- (6) 安高啓明「長崎奉行の司法権」(同『近世長崎司法制度の研究』思文閣出版、二〇一〇年)。
- (7) 佐藤孝之「駆込寺と村社会」(吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (8) 平松「一九六〇」、谷口「二〇〇八」。
- (9) 赦の発令や赦免の決定を行う主体は將軍だといえるが、ここでは実際の手続きに沿って記述している。
- (10) 当人が遠国(関八州外)にいる場合は所在地の奉行、代官、領主地頭が申し渡しを行い、遠島中の者は、島方支配の代官、領主地頭が申し渡す。また当人が死亡あるいは行方不明の場合は親族・関係者に申し渡すことになっていた(平松「一九六〇」)。
- (11) 祝儀の赦でも過去の赦と共にまれに現在の赦が行われる事例があったようで、その場合の赦可否決定の手続きは法事の赦におけるものと同様で、赦免の申渡は各未決囚の担当役所で行われた。(12) 宝永六年二月四日綱吉葬儀により九五六人、同年二月二十日綱吉正室葬儀で三二人、同年五月一日家宣の將軍宣下で二九〇一人が赦免あるいは減刑され、これ以後、法事のみならず將軍宣下や元服等の祝儀の折にも赦が実施されるようになる(谷口「二〇〇八」)。
- (13) 谷口「二〇〇八」。
- (14) 石井良助編『徳川禁令考』別巻(創文社、一九六一)「赦律」および「附録」より。
- (15) 「回赦帳」等前掲の分類は内容を正確に反映したものとはいわたく、また題簽と中身が一致していない場合も多数みられるため、改めて内容の把握を行った。
- (16) 徳川家基および治済の法要に際して確認できる最初の赦帳はそれぞれ、天明元年(一七八一)の家基三回忌、および文政十一年(二八二八)の治済一周忌法要のものである。なぜ両名の法要に際しても歴代將軍と同様の法事の赦が行われたのか詳細は不明だが、本稿で述べるように赦帳の作成は幕府から命じられるものではないため、歴代將軍の法要に準じて、法要を行う寛永寺が赦帳の作成を幕府に伺い、許可されたのだと思われる。
- (17) 「回赦帳十四」(国立国会図書館蔵「旧幕府引継書」所収。以下「旧幕」とする)。
- (18) 「回赦帳十四」(「旧幕」)。
- (19) 「大赦調書五十四」(「旧幕」)。
- (20) 「寺社奉行一件書類三十九」(「旧幕」)。
- (21) 「回赦帳三十六」(「旧幕」)。
- (22) 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 柳宮補任』六(東京大学出版会、一九八三年)によれば、浦賀奉行土岐豊前守朝昌は嘉永七年六月四日に書院番頭から浦賀奉行となるが、「席之儀是迄之通」とあり、安政四年二月九日に再び書院番頭となっている。席に従って名前が記されるために、他の遠国奉行と比較して土岐朝昌が前方に記載されたと考えられる。

- (23) 谷口氏は廻状の人名記載順を回覧順とみなしているが(谷口「二〇〇八」、朱筆の割注をみると必ずしもそうではないようである。ただ引用史料でも南町奉行池田播磨守以降の回覧順は不明で、またそもそも廻状に割注の記載がある史料はごく一部であるため、引用した廻状の回覧順が一般的なものであるか否かは判断できない。今回検討した事例は、谷口氏が検討した事例の回覧先と遠国奉行が異なっていて、また谷口氏は回覧先に留守居が含まれない事例にも言及していることから、回覧先や順序についてはその都度変化があったようで、特に回覧先については、救帳に記載されている案件に応じて、裁許を担当した役所および役人(後役も含む)に回覧されたのではないかと思われる。
- (24) 谷口「二〇〇八」。
- (25) 「大救調書五十四」(旧幕)。
- (26) 両山作成の救帳の記載は年代や作成担当者によって精粗に差があるものの、第二章(1)で検討する赦免嘆願者から寺院宛ての願書では罪状が詳細に記されているのに対し、特に十九世紀以降の救帳では「〇〇一件二付」等の簡略な記載が大半を占めるため、一部を省略していたのではないかと思われる。
- (27) 高柳「一九八八」①。
- (28) 「大救調書五十五」(旧幕)。
- (29) 埼玉県立文書館蔵「乍恐書付以奉願上候(長右衛門取払赦免願二付)」(目録〇五二、戸谷家五〇一一)
- (30) 曲淵英元、勘定奉行。
- (31) 松平忠隆、勘定奉行。
- (32) 埼玉県立文書館蔵「乍恐以書付奉願上候(軽追放赦免願)」(目録〇二四―一、長嶋家二〇二三)
- (33) 久須美祐明、勘定奉行。
- (34) 寛永寺執当は東叡山および天台宗管領の実務一切を取り扱い、学頭・各御霊廟別当を除く子院の住職から原則として二名が選出され、輪王寺宮から院室号を与えられて院家を名乗った(『日本歴史地名大系』「寛永寺」)。
- (35) 「台徳院様式百回御忌一件記諸方触達一件記」(増上寺所蔵文献No.11)。
- (36) 拙稿「浄土宗檀林寺院の僧侶集団と寺院運営―三縁山増上寺を中心として―」(『論集きんせい』第三七号、二〇一五年)。
- (37) 「台徳院様二百回御法事記」(増上寺所蔵文献No.12)。
- (38) 「大救調書 一六五」(旧幕)。
- (39) 以下本項の内容および引用史料はすべて旧幕「救手統録」中の「十九 御赦之者東叡山二而申渡候儀二付掛合」を参照した。
- (40) 註(39)を参照。
- (41) 嘆願の際には、両山と嘆願者との間で金銭のやりとりも当然発生していたものと思われるが、詳細は不明である。
- (42) 以下本章での引用史料は全て石井良助編『徳川禁令考』別巻(創文社、一九六一年)「救律」および「附録」による。本史料については、既に高柳「一九八八」②で取り上げられているが、高柳氏の史料解釈には一部誤りがあると思われるため、史料の内容を再検討した上で、本稿の議論に必要な限りで記述した。高柳氏は前掲論文において、寺社奉行脇坂安宅の主張のうち、遠島と赦との関係について述べた箇所を引用し、(脇坂は)「遠島は大赦のほかは赦免を認めなかった在来の制限に対し、これを廢すること

を強く主張したのである」と述べているが、史料によれば脇坂は、もし法事の赦を赦帳の記載有無に関係なく重追放以下の赦の発令によって行うことになれば、遠島の場合は何年経っても法事の赦では赦免されず、祝儀の赦でしか赦免の機会が無くなるという点を懸念しているのだと解釈できる。

(43) 註(42)を参照。

(44) 祝儀の赦が開始される以前の段階では、史料上で法事の赦が「大赦」と呼ばれている事例もあるが、祝儀の赦の開始以後は、幕府内で「大赦」と呼称した場合、基本的に大規模かつ網羅的に調査される祝儀の赦を指すと考えてよい。

(45) 家綱政権下において、承応二(一六五三)年六月二四日の家光三回忌法要を受けて行われた赦では、輪王寺宮門跡の嘆願によって赦が行われ、寛永寺執事に赦免者の申し渡しが行われていることが、『会津藩家世実紀』や『史料総覧』から確認できる。このような赦がこれ以前に遡れるかどうかについては今後の課題としたい。

〔附記〕本稿は日本学術振興会の平成二八年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。